

岡谷市教育委員会

「学びの創生・連携支援室」の設置について（案）

R4.1 教育総務課

1. 目的

市内小中学校において、少子化が進行する社会に適応した豊かな学びを推進し、幼保小中接続期の連携を支援するため、岡谷市教育委員会に「岡谷市学びの創生・連携支援室」を設置する。

2. 事務分掌

- ・教育 ICT 活用を活用した豊かな学びの推進に関すること。
- ・教職員の資質向上、授業改善及び児童生徒の学力向上の推進に関すること。
- ・幼保小中の連携及び小中一貫教育の検討に関すること。
- ・岡谷スタンダードカリキュラムを基盤としたふるさと学習に関すること。
- ・学校生活における指導上の問題等、学校教育に係る専門的事項の支援に関すること。
- ・その他教育委員会が特に必要と認めること。

3. 組織体制

教育長直属の組織とし、室長及び必要な職員を配置する。

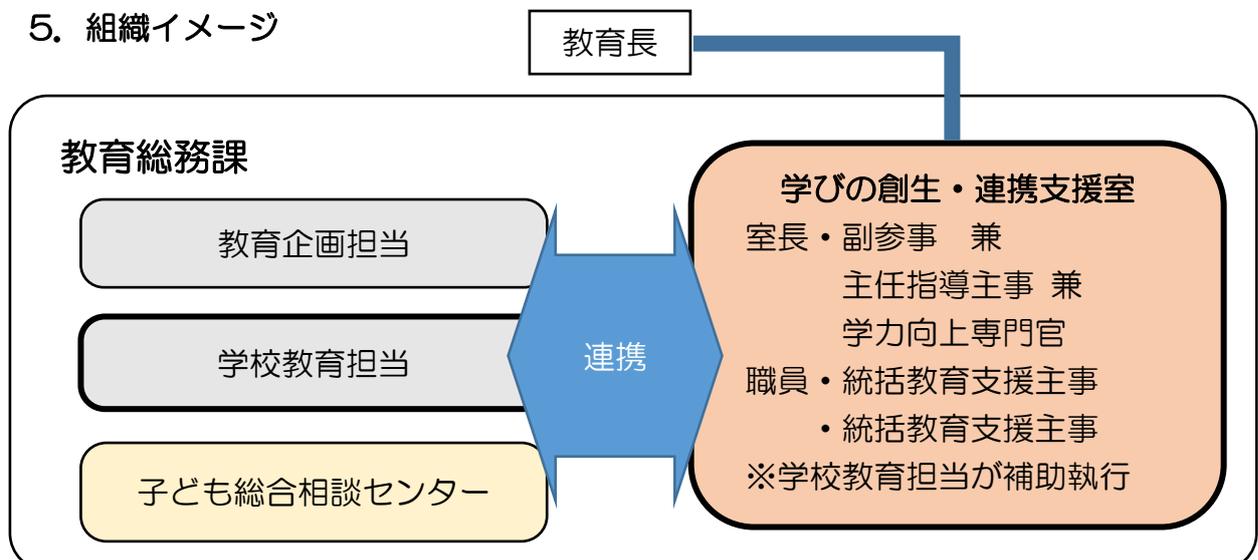
岡谷市教育委員会規則に定める教育等機関とする。

教育総務課の内部組織とし、事務及び予算等は学校教育担当が補助執行。

4. 設置日

令和4年4月1日

5. 組織イメージ



「岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和4年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本 博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部を改正する規則

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

岡谷市子ども総合相談センター	岡谷市子ども総合相談センター設置要綱（平成23年岡谷市教育委員会告示第4号）	教育総務課
----------------	--	-------

」

を

「

岡谷市子ども総合相談センター	岡谷市子ども総合相談センター設置要綱（平成23年岡谷市教育委員会告示第4号）	教育総務課
岡谷市学びの創生・連携支援室	岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱（令和4年岡谷市教育委員会告示第 号）	教育総務課

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則

規則抜粋

平成12年3月31日

教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。

(平成18教委規則7・平成27教委規則2・一部改正)

(教育等機関の名称等)

第4条 教育等機関の名称及び所属は、別表第1のとおりとする。

(平成18教委規則7・全改)

別表第1 (第4条関係)

(平成18教委規則7・全改、平成21教委規則2・平成23教委規則2・平成25教委規則2・平成26教委規則4・平成26教委規則5・平成31教委規則1・令和3教委規則3・一部改正)

教育等機関名	設置条例等	所属
岡谷市自立支援教室	岡谷市自立支援教室設置要綱（令和2年岡谷市教育委員会告示第2号）	教育総務課
岡谷市子ども総合相談センター	岡谷市子ども総合相談センター設置要綱（平成23年岡谷市教育委員会告示第4号）	教育総務課
岡谷市学びの創生・連携支援室	岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱（令和4年岡谷市教育委員会告示第 号）	教育総務課
岡谷市学童クラブ	岡谷市学童クラブ条例（平成17年岡谷市条例第44号）	教育総務課
岡谷市塩嶺野外活動センター	岡谷市塩嶺野外活動センター条例（平成14年岡谷市条例第15号）	生涯学習課

旧林家住宅	旧林家住宅条例（平成6年岡谷市条例第3号）	生涯学習課
旧渡辺家住宅	旧渡辺家住宅条例（平成3年岡谷市条例第14号）	生涯学習課
市立岡谷図書館	市立岡谷図書館条例（昭和26年岡谷市条例第22号）	生涯学習課
市立岡谷美術考古館	市立岡谷美術考古館条例（昭和45年岡谷市条例第21号）	生涯学習課
生涯学習活動センター	岡谷市イルフプラザ条例（平成14年岡谷市条例第32号）	生涯学習課
岡谷市湊公民館 岡谷市川岸公民館 岡谷市長地公民館	岡谷市公民館条例（昭和39年岡谷市条例第24号）	生涯学習課
市営岡谷球場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民川岸スポーツ広場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民湖畔広場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民総合体育館	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市営庭球場	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市民水泳プール	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課
岡谷市やまびこ国際スケートセンター	岡谷市スポーツ施設条例（平成20年岡谷市条例第23号）	スポーツ振興課

岡谷市教育委員会告示第 号

岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩 本 博 行

岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱

別紙のとおり。

岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市立の小学校及び中学校において、少子化が進行する社会に適応した豊かな学びを推進し、幼保小中接続期の連携を支援するため、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に岡谷市学びの創生・連携支援室（以下「支援室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 支援室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
岡谷市学びの創生・連携支援室	岡谷市幸町8番1号

(業務)

第3条 支援室の業務は、次のとおりとする。

- (1) 教育ICTを活用した豊かな学びの推進に関すること。
- (2) 教職員の資質向上、授業改善及び児童生徒の学力向上の推進に関すること。
- (3) 幼保小中の連携及び小中一貫教育の検討に関すること。
- (4) 岡谷スタンダードカリキュラムを基盤としたふるさと学習の推進に関すること。
- (5) 学校生活における指導上の問題その他学校教育に係る専門的事項の支援に関すること。
- (6) その他教育委員会が特に必要と認めること。

(職員)

第4条 支援室に室長及び必要な職員を置く。

- 2 支援室の事務及び予算執行は、教育委員会教育総務課学校教育担当が補助執行する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。